

茨城県の最低賃金 1,074円～過去最高の引き上げ幅に～

茨城地方最低賃金審議会は8月18日に茨城県の最低賃金を1時間当たり69円引き上げ、1074円とするよう茨城労働局局長に答申しました。引き上げ額は過去最高に。10月12日から適用される見込みです。今後も最低賃金の引き上げが続くと予想されます。全国の加重平均額は1,118円となり、この63円の引き上げは、1978年に目安制度が始まって以来、最高額となります。**最低賃金法違反にはくれぐれもご注意ください。**

都道府県	2025最低賃金 (目安)【円】	2024 最低賃金【円】	引上げ 額【円】	地方 最低賃金審議 会 答申状況	発効予定年月 日
埼玉県	1,141	1,078	63	答申済み	11月1日
千葉県	1,140	1,076	64	答申済み	10月3日
東京都	1,226	1,163	63	答申済み	10月3日
神奈川県	1,225	1,162	63	答申済み	10月4日
福島県	1,018	955	63		
茨城県	1,074	1,005	69	答申済み	10月12日
栃木県	1,068	1,004	64	答申済み	10月1日

出典『ナレビHP 2025年全国最低賃金の目安一覧』

技能実習法違反による認定取り消しについて

2025年8月29日付で技能実習法に基づく行政処分が行われました。全国で8社の実習実施者が処分されています。労働安全衛生法違反や賃金の未払いによる処分が多く、罰金や認定取り消し処分となっています。弊組合員の皆さまにつきましても、関係法律の遵守をお願いいたします。実習を行う上でのご不明な点やご不安な点はお気軽にご相談ください。



9月も残暑厳しい日が続きます！！



全国的に厳しい残暑が続いていますね。今年の夏の熱中症の救急搬送者は、過去最多だった昨年を上回るペースで推移しているそうです。この暑さは、9月以降も続く見込みだそうです。残暑の熱中症対策が欠かせません。十分な休息と、水分補給を行って頂きますようお願い申し上げます。

令和7年12月2日よりお持ちの保険証が使用できなくなります！

現在お使いになっている保険証が令和7年12月2日より使用ができなくなります。

マイナ保険証をご利用の方はマイナ保険証を利用し医療機関を受診することができますが、マイナ保険証をご利用しない方が医療機関を受診する際は資格確認書が必要となってきます。協会けんぽでは、現在保険証をお持ちで令和7年4月30日時点でマイナ保険証を利用されていない加入者の方へ、令和7年7月より順次資格確認書の送付を行っております。（茨城支部では、令和7年10月以降の発送予定となっています。その際事業主様宛に、対象者リストが郵送されるようです。受け取りましたら、ご確認の程宜しくお願い致します。）

■監理団体からのお知らせ■

日頃より弊監理団体の活動へご理解ご協力を賜りありがとうございます。今月は定期監査月となります。実習実施者の皆さま、特定技能受入機関の皆様は、何卒ご理解ご協力の程宜しくお願い致します。

Vol.57発行 矢代